

大橋川景観アドバイザーミーティング規約（改正案）

（総則）

第1条 本規約は、「大橋川景観アドバイザーミーティング」（以下、「会議」という。）の設置に關し必要な事項を定めるものである。

（目的）

第2条 会議は、事業者が検討する大橋川改修にかかる河川管理施設等の設計・施工に対して景観上の専門的な意見・助言を行うことを目的とする。

（組織等）

第3条 会議は、別表の委員をもって構成し、委員は国土交通省中国地方整備局出雲河川事務所長（以下、「出雲河川事務所長」という。）が委嘱する。

- 2 委員の任期は、原則として委嘱のあった日から2年間とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 出雲河川事務所長は委員の委嘱にあたり、松江市景観審議会の委員のうち数名程度の推薦を受けるものとする。

（座長）

第4条 会議に座長を置く。座長は委員の互選によってこれを定める。

- 2 座長は会議を代表し、会議の円滑な運営と進行を総括する。
- 3 座長に事故がある時は、会議に属する委員のうちから座長が予め指名した委員がその職務を代行する。

（討議事項）

第5条 会議は、以下の事項について意見・助言を行うものとする。

- (1) 大橋川の良好な景観形成を図るための河川管理施設等の形態・意匠、素材、色彩等に対する事項
- (2) その他、必要と認められる事項

（会議の招集）

第6条 会議は、座長が招集する。

- 2 会議は、行政委員を除く委員の2／3以上の出席をもって成立する。
- 3 会議は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。
- 4 委員の代理出席は認めない。

(公開)

第7条 会議は原則公開とする。なお、会議の内容については積極的に情報提供を行う。

(事務局)

第8条 会議の事務局は、国土交通省中国地方整備局出雲河川事務所に置く。

2 事務局は、会議運営にかかる庶務を処理する。

(雑則)

第9条 本規約に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会議で定める。

(附則) 本規約は、平成25年 3月18日から適用する。

(改正) 平成26年 8月 6日から適用する。

(改正) 平成27年11月 5日から適用する。

(改正) 平成28年 月 日から適用する。

別表

大橋川景観アドバイザーミーティング 委員名簿

〔委 員〕 6 名

氏 名	大橋川改修事業との関わり	分 野
足立 正智	松江市景観審議会委員	建築
飯野 公央	大橋川周辺まちづくり検討委員会委員	地域経済
片寄 洋子	松江市景観審議会委員	デザイン
金坂 浩史	松江市景観審議会委員	まちづくり
松本 修宗	大橋川周辺まちづくり検討委員会 景観専門委員会委員	造園修景
吉田 薫	大橋川周辺まちづくり検討委員会 景観専門委員会委員	土木

〔行政委員〕 1 名

氏 名	所 属
柴田 亮	国土交通省中国地方整備局出雲河川事務所長